

# 『BEPSを踏まえた我が国の事業環境整備と 企業の親子間情報共有の在り方等に関する調査』に係る集計結果

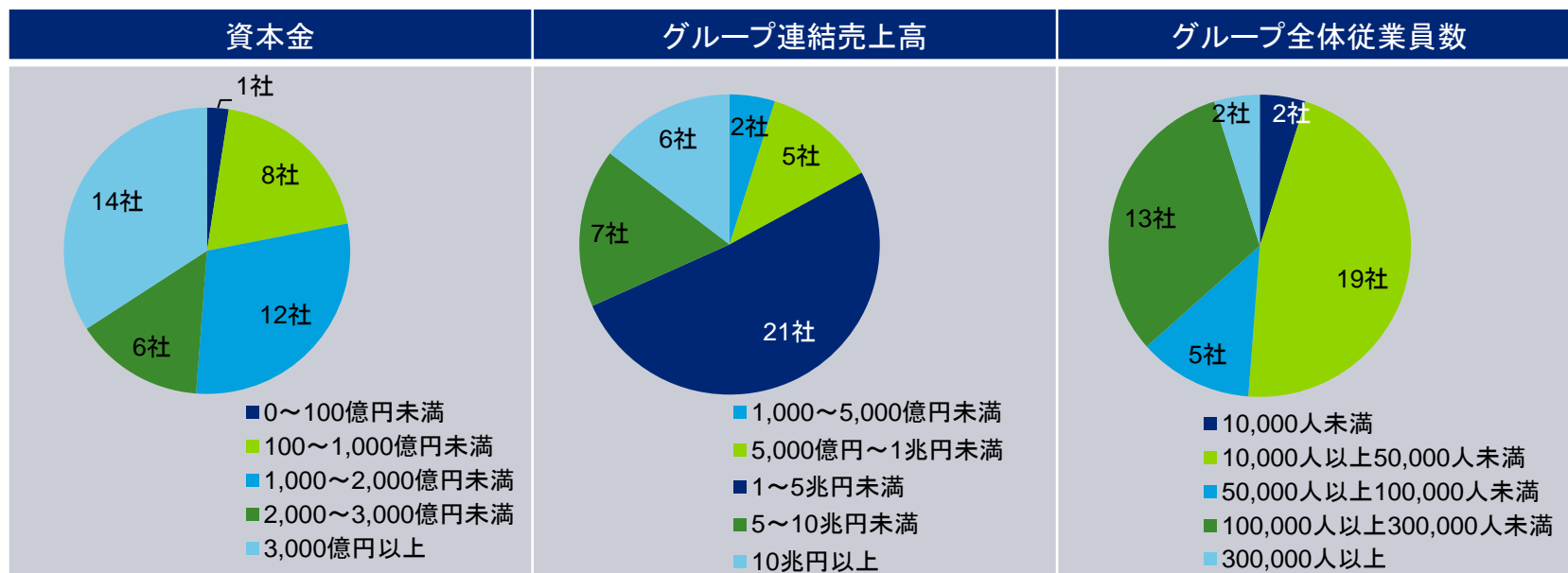
## 目次

はじめに	P.1
I. 企業グループとしての管理体制	P.2
1. 税務対応に関する親会社のマンパワー	P.3
2. 海外拠点からの情報収集	P.5
3. 海外拠点への情報発信	P.9
4. 海外における移転価格税制対応の状況	P.12
II. 「BEPS行動13における成果物」への対応	P.16
III. 想定される影響等	P.23

# はじめに

- 日本企業を対象とし、BEPS行動13に係る移転価格文書化規定等の導入に際して、現状の日本企業の社内体制及び今後懸念される事項等を中心にアンケートを実施。
- 本アンケートは幅広い業種から、60社程度の企業を対象に依頼し、そのうち41社から回答が得られた。
- アンケートの質問項目のうち主要な項目を選定し、次項以降に回答結果を纏めている。

## 【回答が得られた企業(41社)の事業規模等】



## I . 企業グループとしての管理体制

# I. 企業グループとしての管理体制

## 1. 税務対応に関する親会社のマンパワー

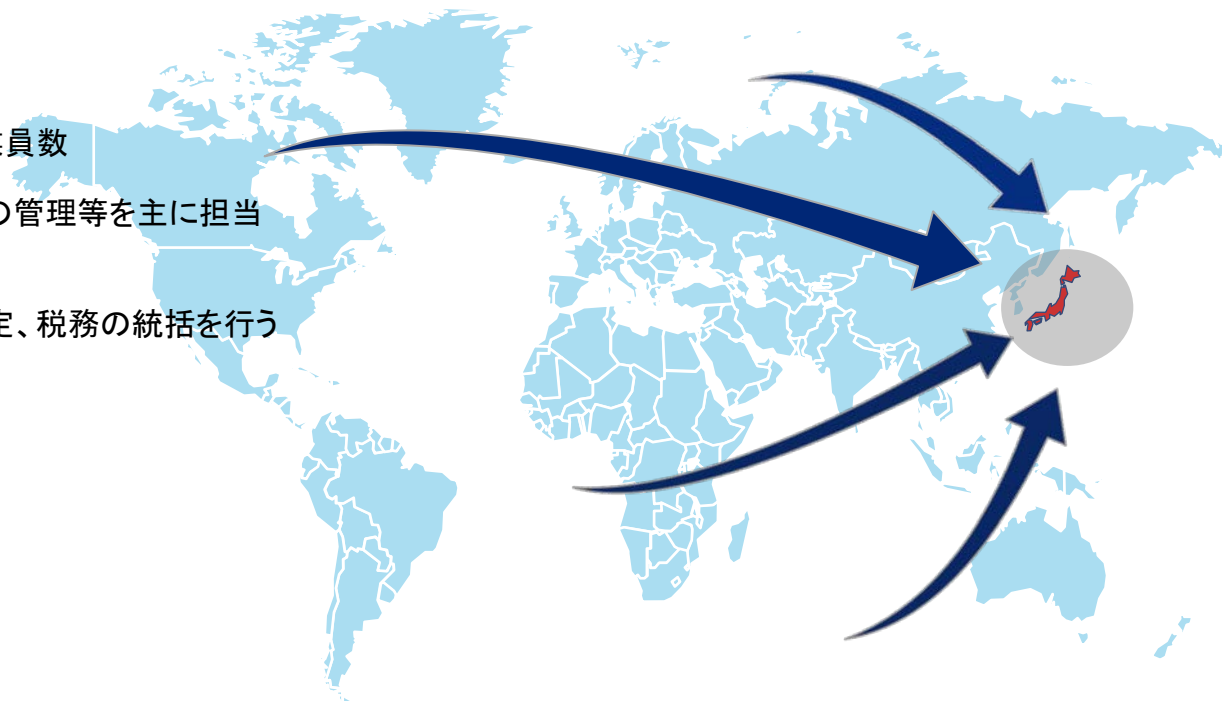
### 【質問趣旨】

- 2014年9月16日に公表されたBEPS行動13は、親会社の海外子会社に対する強い関与を前提にしていると考えられる。
- そこでまずは、親会社における現状の税務体制について調査すべく、以下について質問した。

### 【質問内容】

#### ■ 税務対応に係る組織の現状

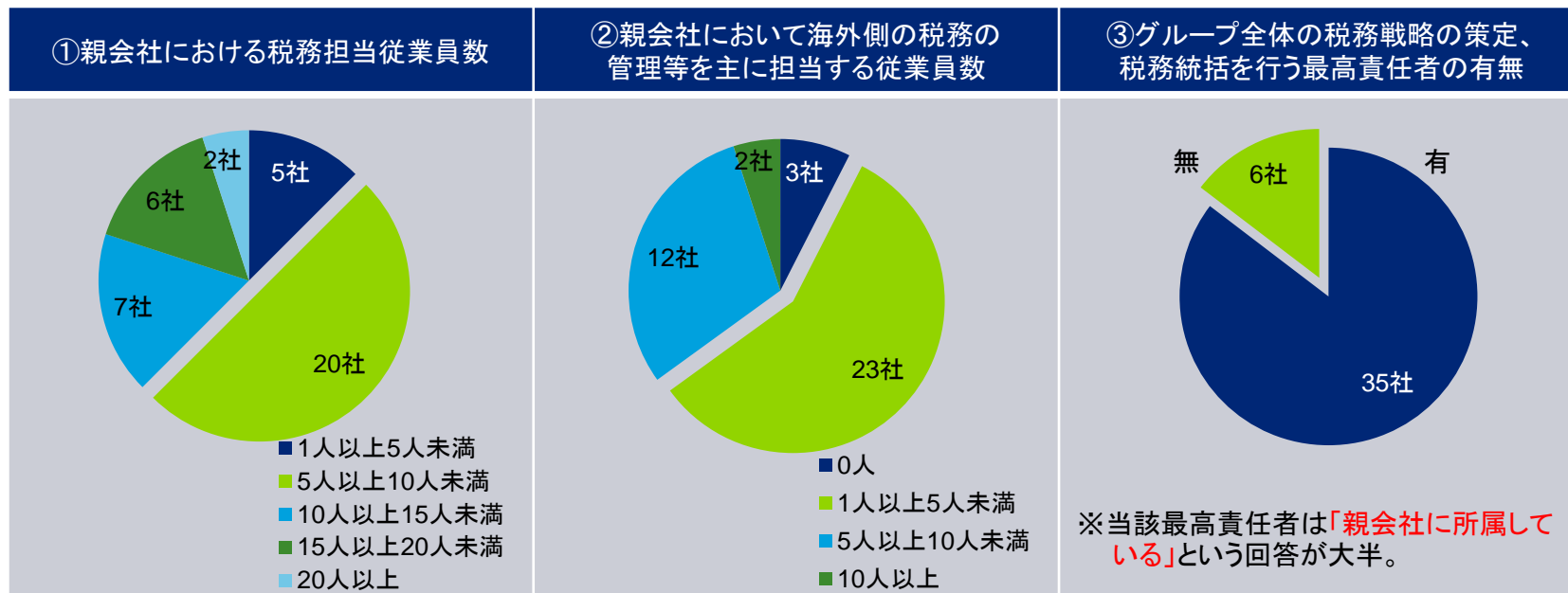
- ①親会社における税務担当の従業員数
- ②親会社において海外側の税務の管理等を主に担当する従業員数
- ③グループ全体の税務戦略の策定、税務の統括を行う最高責任者(例:CFO)の有無



# I. 企業グループとしての管理体制

## 1. 税務対応に関する親会社のマンパワー

<税務対応に係る組織の現状>



### 【アンケート結果概要】

- 「親会社における税務担当者数が5人以上10人未満」、「海外側の税務の管理等を主に担当する従業員数が5人未満」という企業が半数程度であった。
- 多くの企業において税務を統括する最高責任者は親会社に所属してはいるものの、上記の結果を踏まえると、世界各国の子会社の税務を統括的に管理するマンパワーを確保できているかは疑問。

# I. 企業グループとしての管理体制

## 2. 海外拠点からの情報収集

### 【質問趣旨】

- BEPS行動13では、措置法施行規則22-10で規定されているよりも多くの情報が求められていることや、マスターファイル・国別報告書を新規に作成する必要があることに鑑みると、親会社は今まで以上に海外拠点に関する情報を収集しなければならず、また、当該情報を収集し得る方法を構築する必要がある。
- そこで、現状の親会社の情報収集状況、及び、情報収集方法について調査すべく、以下について質問した。

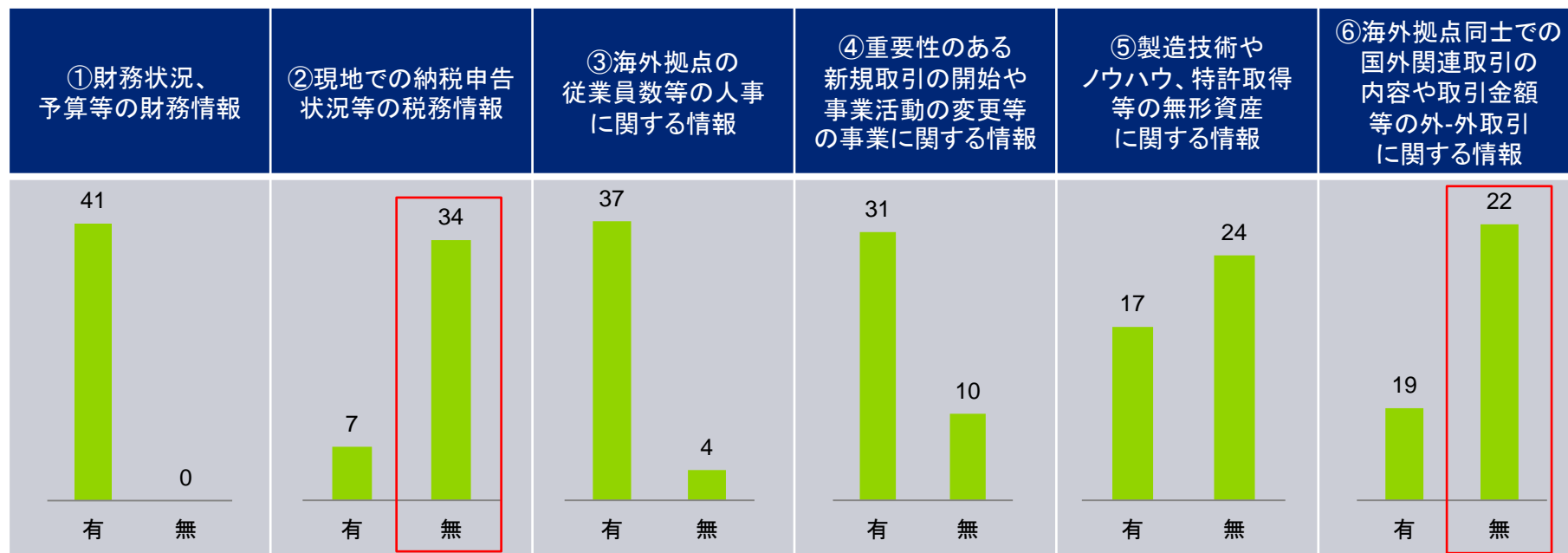
### 【質問内容】

- 海外拠点から親会社へ報告を行う仕組みの有無(以下①～⑥)
  - ① 財務状況、予算等の財務情報
  - ② 現地での納税申告状況等の税務情報
  - ③ 海外拠点の従業員数等の人事に関する情報
  - ④ 重要性のある新規取引の開始や事業活動の変更等の事業に関する情報
  - ⑤ 製造技術やノウハウ、特許取得等の無形資産に関する情報
  - ⑥ 海外拠点同士での国外関連取引の内容や取引金額等の外-外取引に関する情報
- 主な報告方法及び報告頻度
- 報告を行う仕組みが無い場合における理由
- 円滑な情報収集を行うことを目的とした、親会社から海外拠点に対する関与方法
- 海外拠点から報告される情報の整合性確保を目的とした、親会社から海外拠点に対する関与方法

# I. 企業グループとしての管理体制

## 2. 海外拠点からの情報収集

<海外拠点から親会社へ報告を行う仕組みの有無>



➤ 上記項目以外に他海外拠点から回収している情報例

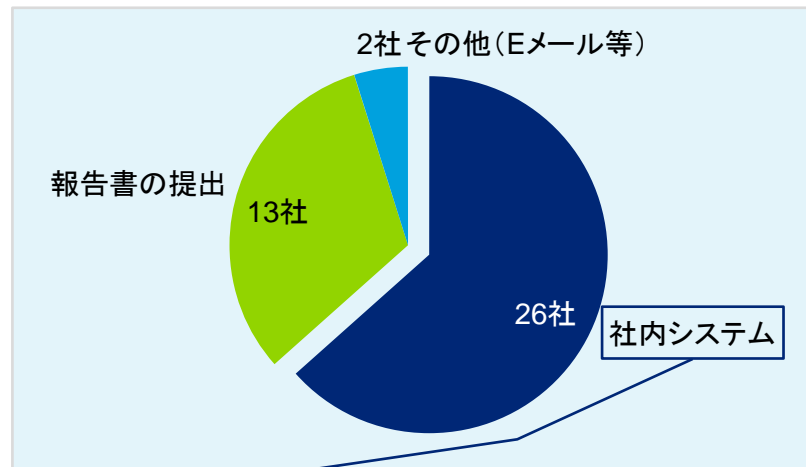
- M&Aの検討に関する情報
- 内部統制に関する情報
- 毎月の事業・業務実態、進捗等に関する情報
- 有価証券報告書・決算短信作成、税務申告等に必要の情報
- 顧客・市場に関する情報
- 所得情報、税効果会計適用に関する情報
- 業務概況
- 資金の調達状況

# I. 企業グループとしての管理体制

## 2. 海外拠点からの情報収集

### <主な報告方法及び報告頻度>

#### ■ 報告方法



#### ➢ うち、社内システムを介さず直接報告を行っている項目例

- 海外拠点独自の商流変更
- 重要な新規取引の開始や事業活動の変更
- 人事情報

#### ■ 報告頻度(多数回答)

- 財務情報や人事情報等、決算に必要な情報は月次、若しくは、四半期ベース
- 事業に関する情報はその都度情報共有
- 技術情報については最低年1回の情報交換会で情報共有

### <報告を行う仕組みが無い理由>

#### ■ 現地の納税申告情報

- 全ての海外子会社から税務申告書を回収する**必要性を感じていない、未着手(システム的に未対応)**
- 出資比率が低いなど、**実質的にコントロールできない会社**については情報の収集が困難
- 海外**地域統括会社**の傘下にある各社情報を入手していない
- 言語の問題(**現地語で記載された資料**)
- 必要に応じて入手できるため、仕組みを構築するほどではない
- 現地へ権限移譲している部分は報告を求めている

#### ■ 海外拠点同士での外-外取引の情報

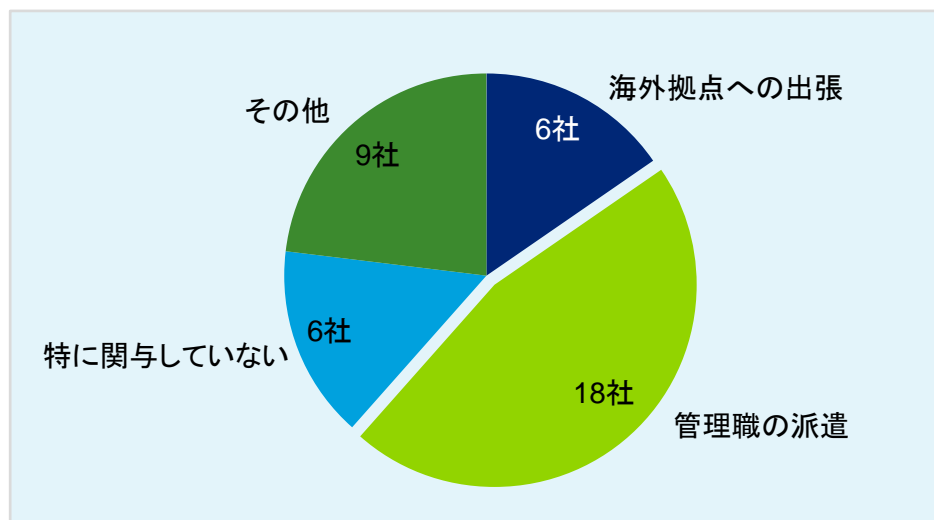
- 海外の**拠点多く、管理しきれない**
- 出資比率が低いなど、**実質的にコントロールできない会社**については情報の収集が困難
- 海外拠点に**意図・理解が及ばない**



# I. 企業グループとしての管理体制

## 2. 海外拠点からの情報収集

<親会社から海外拠点への関与(円滑な情報収集)>



### 【アンケート結果概要】

- ①財務状況、予算等の財務情報や、③従業員数等の人事情報は海外拠点から報告を受ける仕組みを有するが、②現地での納税状況や、⑥海外拠点同士での国外関連取引の内容や取引金額等の外-外取引に関する情報については、大半の企業が報告を受ける仕組みを有していない。その他の項目については、回答が分かれた。
- 海外拠点から円滑に情報収集ができなかった経験として、「買収でグループ化した企業及び出資比率が低くJV相手がいる場合は、情報収集が困難」との回答が多く見受けられた。
- 「海外拠点から円滑に情報を収集する」ために、親会社から子会社へ人材(管理職)を派遣している企業が複数あった(同様に、「海外拠点から報告される情報の整合性の確保」を目的とする人材派遣も見受けられた)。

# I. 企業グループとしての管理体制

---

## 3. 海外拠点への情報発信

---

### 【質問趣旨】

- BEPS行動13に係る移転価格文書化規定等のもとでは、グループ内の取引に関して、グローバルに整合性のとれた移転価格ポリシーが整備されることや、情報の共有が十分に行われることが望ましい。
- そこで、現状の日本企業のグループ会社間におけるグローバル移転価格ポリシーの整備状況、及び情報の共有状況について把握すべく、以下について質問した。

### 【質問内容】

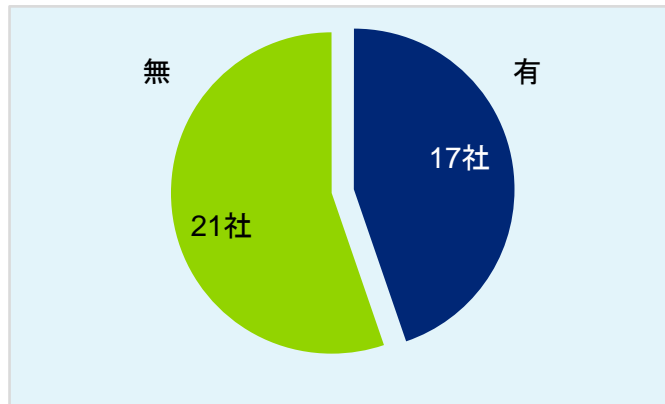
- 移転価格ポリシーの整備状況について
  - ① グローバル移転価格ポリシーの有無
  - ② ポリシーの見直しの頻度
  - ③ ポリシーの作成において困難な状況の有無
  - ④ ポリシーを整備することが困難だった場合の内容
  - ⑤ ポリシーの内容において、子会社に遵守を求めている主要な項目の提示
- 海外拠点への提供が行われていない、又は提供が困難な情報

# I. 企業グループとしての管理体制

## 3. 海外拠点への情報発信

<移転価格ポリシーの整備状況について>

### ■ ①グローバル移転価格ポリシーの有無



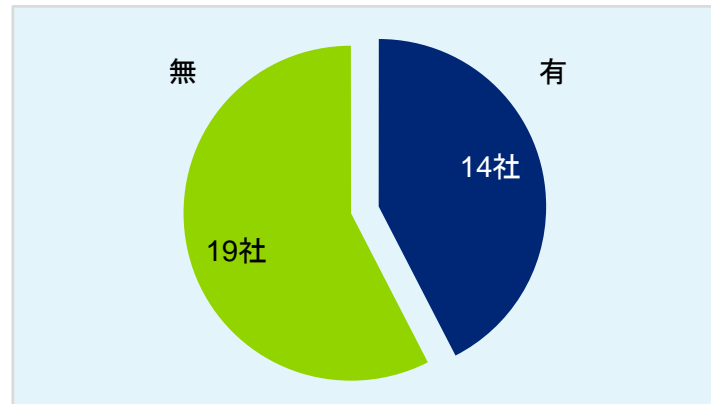
### ■ ②ポリシーの見直しの頻度

- 大半の企業が、必要に応じて適宜見直し  
(※「毎年」、「2~3年毎」といった回答もあり)

### ■ ⑤子会社に遵守を求めている主要な項目

- グループ会社間の**価格設定方針**(棚卸資産・無形資産・役務提供・業務委託費用等)
- 取引価格及び利益率等の**モニタリング**並びに利益率が適正レンジを外れた場合の**原因分析と価格見直し**
- 現地文書化規定等の**コンプライアンス遵守**
- 移転価格**調査時における報告**
- 製品別PL作成(**セグメント損益の作成**)

### ■ ③ポリシーの作成において困難な状況の有無



### ■ ④困難な状況である理由

- 現地**パートナーとの合意形成の難しさ**
- 国毎に異なる**税務当局の移転価格税制の運用**(国毎の規制への対応)と、**グループ全体へ適用可能なポリシーの整備が困難**

# I. 企業グループとしての管理体制

## 3. 海外拠点への情報発信

＜海外拠点への提供が行われていない、又は提供が困難である情報＞

- 親会社のみが保有する**技術情報、営業秘密、無形資産に関する情報**
- 子会社には無関係な、**他拠点・第三者に関する情報**(例: 他拠点の人事情報や、取引先の情報等)
- 親会社のみが保有する**予算・見込等、グループ全体の経営情報**

### 【アンケート結果概要】

- 約半数の企業については、グローバルで統一された移転価格ポリシーを整備していなかった。
- グローバル移転価格ポリシーの整備をしていない、若しくは整備しているが当該ポリシーの整備が困難だった主な理由として、「共同出資先の理解が得られない」「各国の制度が異なる」「グループで多種多様な事業を行っている」等が挙げられた。
- 子会社への共有が困難な情報としては、「親会社のみが保有する情報」や、「子会社に直接関係のない情報」が提示された。

# I. 企業グループとしての管理体制

---

## 4. 海外における移転価格税制対応の状況

---

### 【質問趣旨】

- 現状における現地側の移転価格文書化の整備状況について調査すべく、以下について質問した。
- また、今後、移転価格がよりグローバルな枠組みで議論されることとなると、海外子会社の移転価格調査等の問題が親会社に波及する可能性があるため、現地での税務調査に関して、親会社の現状の関与度合いについても質問した。

### 【質問内容】

#### ■ 移転価格文書化について

- ① 現地移転価格文書の作成に当たっている主たる対応者
- ② 海外拠点で主に文書作成を行っている場合、当該拠点における文書作成の事務担当者
- ③ 海外拠点で作成された現地移転価格文書の親会社における内容・整合性の確認の有無
- ④ 海外拠点で作成された現地移転価格文書の日本での収集方法
- ⑤ 現地移転価格文書の作成において困難な状況
- ⑥ 二段階アプローチ(EUTPD)での現地移転価格文書を作成した実績の有無

#### ■ 現地の税務調査について

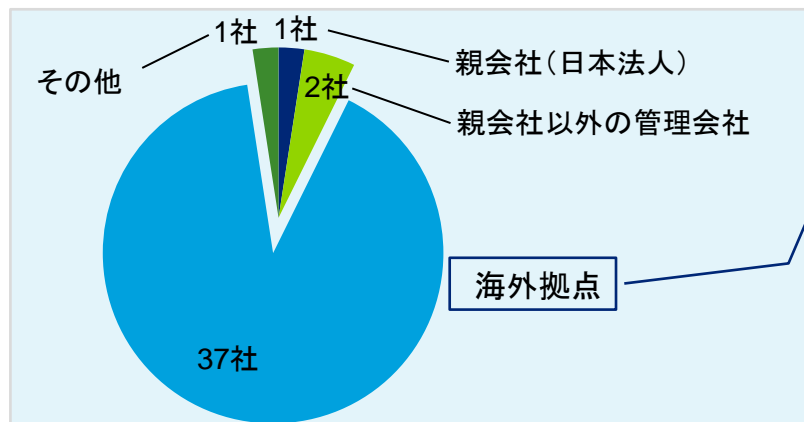
- ① 海外現地税務当局による税務調査(移転価格調査も含む)が行われた際の、日本親会社の関与度合

# I. 企業グループとしての管理体制

## 4. 海外における移転価格税制対応の状況

<移転価格文書化について>

### ■ ①現地移転価格文書の作成に当たっている主たる対応者

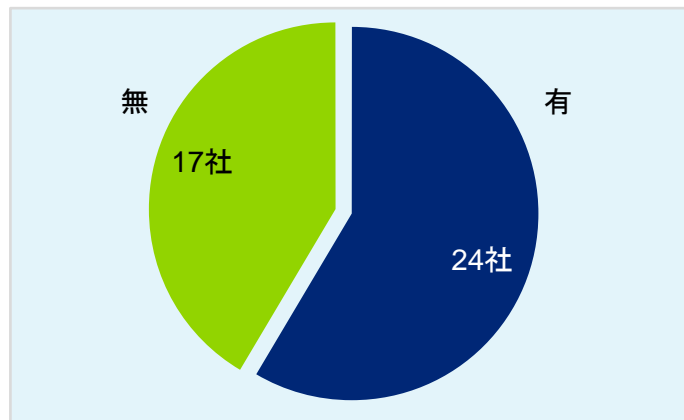


### ■ ②海外拠点における文書作成の事務担当者

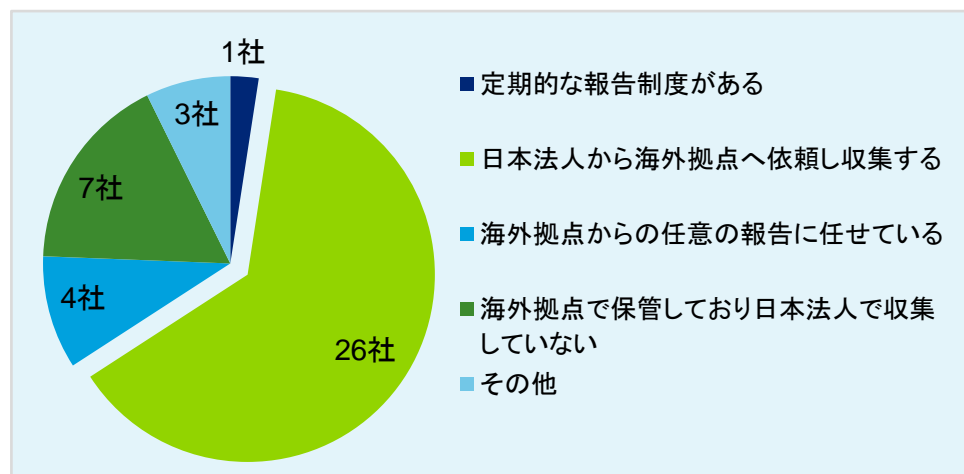
➤ 約半数は、「**現地で採用した税務に精通した職員**」と回答。

※なお、少数意見ながら、「現地で採用した税務に不案内な職員」「親会社から派遣された(若しくは駐在している)経理責任者」という回答もあった。

### ■ ③海外拠点で作成された現地移転価格文書の親会社における内容・整合性の確認の有無



### ■ ④海外拠点が作成した移転価格文書の日本での収集方法



# I. 企業グループとしての管理体制

## 4. 海外における移転価格税制対応の状況

<移転価格文書化について>

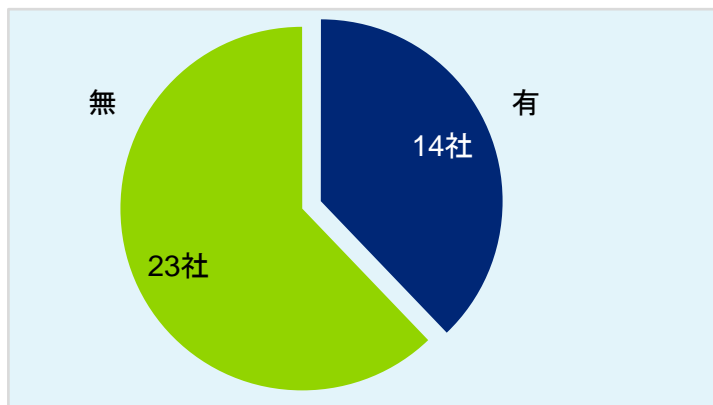
### ■ ⑤現地移転価格文書の作成において困難な状況

➢ 主に現地子会社での人員不足、経験不足に起因した問題が生じているとの回答が大半。

(例:親会社作成移転価格文書の内容と不整合、費用の増加、移転価格文書の形骸化)

※その他、「合併先の協力が得られない」、「海外拠点が自分に都合の良い情報だけを現地パートナーに伝えることで、勝手な文書化を行う」との少数回答あり。

### ■ ⑥二段階アプローチ(EUTPD)での現地移転価格文書を作成した実績の有無



➢ 欧州に拠点を有していると回答した企業は39社。

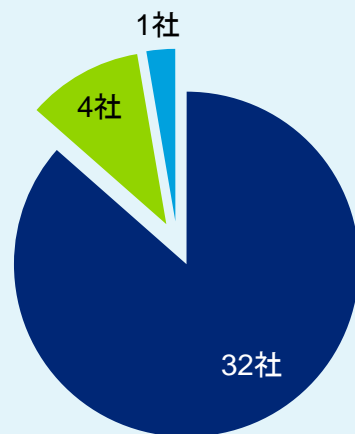
➢ そのうち二段階アプローチでの文書作成実績がある企業は約36%(14社)。

# I. 企業グループとしての管理体制

## 4. 海外における移転価格税制対応の状況

<現地の税務調査について>

■ ①海外現地税務当局による税務調査(移転価格調査も含む)が行われた際の、日本親会社の関与度合



- 海外拠点が主体的に調査対応を行い、親会社はあまり関与しない(例:報告のみ受ける)
- 管理会社が主導的に調査対応を行い、親会社はあまり関与しない
- その他

※その他、一般税務に係る調査は子会社対応、移転価格調査は親会社対応、という回答あり。

### 【アンケート結果概要】

- 基本的には、現地の移転価格文書は海外拠点が作成し、当該文書を親会社が確認している状況。
- しかし、グローバルでの管理が乏しいが故に、作成された移転価格文書は、親会社や他拠点の文書との整合性が確保されていない等といった問題が生じている。
- 欧州へ進出している企業グループの内、欧州拠点についてEUTPDを導入しているのは36%程度であった。
- 海外拠点の税務調査に関しては、親会社が積極的に関与することは少なく、報告を受けるに留まる企業が大半であった。



## Ⅱ. 「BEPS行動13における成果物」への対応

## Ⅱ. 「BEPS行動13における成果物」への対応

### 1. マスターファイルへの対応

<現状における情報の入手可能性>

[凡例]

◎：現時点で既に作成または入手済み

○：現時点では作成または入手していないが、恐らく作成または入手可能

△：作成または入手できるか不明

×：作成または入手不可

※△及び×の合計が10社以上の項目についてはハイライト

項目	入手可能性			
	◎	○	△	×
<b>組織のストラクチャー</b>				
多国籍企業(以下、MNEという)の法的及び所有関係のストラクチャーと事業体の所在地を示した図	15	20	6	0
<b>MNEの事業概要</b>				
営業収益の重要なドライバー	8	28	5	0
グループの売上順に主要な5つ、及びグループの売上高の5%以上を占める製品及び／又は役務提供のサプライチェーンの概要	5	28	8	0
MNEグループ内の企業間の重要な役務提供取極め(R&Dサービスを除く)に関するリスト及び概要説明	1	26	14	0
重要な役務を提供する主要な拠点の機能の説明	3	32	6	0
サービスコストの分配とグループ間の役務提供の価格決定に関する移転価格ポリシー	8	15	17	1
グループの売上順に主要な5つ、及びグループ売上高の5%以上を占める製品及び／又は役務提供に関する、主要な製品及び役務提供の主要な地理的マーケットの説明	4	28	9	0
文章による簡潔な機能分析(グループ内企業の価値創造(Value creation)に対する主要な貢献(果たしている主要機能、負担している重要なリスク及び使用している重要な資産)の説明)	3	28	10	0
対象年度における重要な事業再編取引、事業買収、事業売却の説明	6	32	3	0

## Ⅱ. 「BEPS行動13における成果物」への対応

### 1. マスターファイルへの対応

<現状における情報の入手可能性>

項目	入手可能性			
	◎	○	△	×
<b>MNEの無形資産</b>				
無形資産の開発、所有、活用に関するMNEの包括的戦略の概要 (主要なR&D施設とR&Dマネジメントの所在地を含む)	4	21	13	3
MNEグループの移転価格を鑑みるにあたって重要な無形資産(グループ)及びそれらの法的な所有事業体リスト	2	23	13	3
無形資産に係る事業体間の重要な契約リスト (費用分担契約、主要な研究の役務提供契約、ライセンス契約を含む)	4	23	11	3
R&Dと無形資産に関するグループ内移転価格ポリシーの概要	4	15	19	3
対象年度中における無形資産の重要な持分の譲渡に関する概要説明 (関係する事業体、所在国及び対価を含む)	3	22	13	3
<b>MNEのグループ内金融活動</b>				
グループの資金調達方法の概要(非関連者との重要な資金調達取極めを含む)	5	30	6	0
MNEグループ内で主要な金融機能を果たす企業の特定 (当該企業の設立に係る法施行国(どの国の法律に基づき設立されたか)及び実質管理地国の情報を含む)	13	24	4	0
金融取極めに係るグループ内の一般的な移転価格ポリシーの概要説明	8	19	14	0
<b>MNEの財務状態と納税状況</b>				
対象年度のMNEの連結財務諸表(又は財務報告、規制、管理会計、税務、その他の目的で作成されたもの)	31	10	0	0
MNEグループで既存のユニラテラルAPA及び、国家間の所得配分に関するその他の税務ルーリングのリストと簡単な説明	2	26	13	0

## Ⅱ. 「BEPS行動13における成果物」への対応

### 2. ローカルファイルへの対応

<現状における情報の入手可能性>

項目	入手可能性			
	◎	○	△	×
<b>対象事業体</b>				
対象事業体の経営ストラクチャー、組織図及び対象事業体の経営報告先となる者及び当該者の主要事務所の所在国に係る説明	11	28	2	0
当年度又は直近の年度において対象法人の関与または影響のあった事業再編や無形資産譲渡に関する説明、対象事業体に影響を与えた取引の説明を含む、対象法人の事業と事業戦略の詳細な説明	5	32	4	0
主要な競合先	8	29	4	0
<b>関連者間取引</b>				
各関連者間の重要な取引(製造に関する役務の調達、商品購入、役務提供、ローン、資金調達及び契約履行保証、無形資産ライセンス等)と取引背景(事業活動、MNEの金融活動、費用分担契約等)の説明	5	28	8	0
対象法人が関与する関連者間取引カテゴリごとに、関連者間支払い及び受取り額(製品、サービス、ロイヤルティ、金利等の支払い及び受取り、国外の支払い者または受取り者の納税地ごとに記載)	8	22	11	0
関連者間取引カテゴリごとの関連者間取引に係る関連者の特定と、関連者間の関係	11	20	10	0
対象事業体により締結された全ての重要な関連者間契約書のコピー	5	24	10	2
文書化された関連者間取引カテゴリごとの納税者及び関連者の詳細な比較可能性及び機能分析に関して、前年との比較を含め記載(この機能分析が、マスターファイルの情報と重複している限りにおいては、マスターファイルの相互参照が可能)	3	22	16	0

\*1

\*1

## Ⅱ. 「BEPS行動13における成果物」への対応

### 2. ローカルファイルへの対応

<現状における情報の入手可能性>

項目	入手可能性				
	◎	○	△	×	
<b>関連者間取引</b>					
関連者間取引カテゴリごとの最適な移転価格算定手法及びその算定手法を選択した理由の説明	7	18	15	1	*1
どの関連者を検証対象企業としたかの明示と理由の説明	6	21	13	1	*1
移転価格算定手法を適用するにあたっての重要な前提条件の要約	3	23	15	0	
複数年度検証を行う理由の説明	6	22	13	0	*1
選定された比較対象取引(内部・外部)の一覧と説明	7	20	14	0	*1
移転価格分析において依拠する独立企業の関連財務指標情報(比較対象取引の選定方法及び情報源に関する説明を含む)	7	21	12	1	*1
差異調整の説明、差異調整の実施対象の明示	6	19	15	1	
選定された移転価格算定手法の適用に基づき、関連者間取引が独立企業原則に則り実施されたと結論づける理由の説明	8	20	12	1	*1
移転価格算定手法の適用に当たって利用された財務情報の概要	6	27	8	0	*1
対象税務管轄地に参加していないが、上記の関連者間取引に関連する既存のユニ又はバイ/マルチAPA、その他の税務ルーリングのコピー	5	24	10	2	

## Ⅱ. 「BEPS行動13における成果物」への対応

### 2. ローカルファイルへの対応

<現状における情報の入手可能性>

項目	入手可能性			
	◎	○	△	×
<b>財務情報</b>				
対象事業体の対象事業年度の財務諸表(監査済財務諸表もしくは未監査財務諸表)	27	11	3	0
財務諸表に基づく移転価格算定手法の適用に当たって利用された財務情報と切出工程表	1	25	14	1
分析で使用された比較対象取引の関連財務データの概要とその情報源	4	24	12	1

- \*1 現行制度(措置法施行規則第22条の10第1項)において要請されている書類であり、現行の移転価格文書化の規定に基づいて文書を準備している企業であれば、日本本社において備置しているものと想定される。  
この項目において△及び×の合計が10社以上となっている要因については検証が必要であるが、(親会社ではなく)子会社の文書化及びその親会社への共有についての言及(誤認)が混在している可能性がある。

## Ⅱ. 「BEPS行動13における成果物」への対応

### 3. 国別報告書への対応

<現状における情報の入手可能性>

項目	入手可能性			
	◎	○	△	×
総収入(非関連者向け、関連者向け、総額)	13	24	4	0
税引前利益	18	21	2	0
法人税額(納付税額)	12	22	7	0
法人税額(発生税額)	11	25	5	0
資本金	19	20	2	0
利益剰余金	18	21	2	0
従業員数	15	23	3	0
有形資産(現金及び現金等価物を除く)	17	22	2	0
構成事業体の一覧	27	12	2	0
構成事業体の税務管轄	8	28	5	0
税務管轄が事業体の所在地とは異なる場合の税務管轄	8	27	6	0
構成事業体の主な事業活動	17	21	3	0

### Ⅲ. 想定される影響等



## Ⅲ. 想定される影響等

---

### ■ 社内で検討している事項

- 社内システムの整備・改修
- プロジェクトの立上げ及び人員の増員
- 事業再編による連結子会社数の削減
- 外部コンサルタントの導入
- グループ内での定期的な報告制度の確立
- 対応に当たっての問題点の洗い出し

### ■ 想定される懸念点等

- 国によっては情報の管理体制が不十分であることから、企業秘密が流出することにならないか。
- 大幅な準備が必要であるため、BEPS行動13の国内導入までの十分なリードタイムが確保されるか。
- 現行の移転価格税制による文書化とBEPS行動13の対応とで作業が重複しないか。
- 各国がBEPS報告書に基づきながらも独自ルールを法制化するのではないか。それを防止するためには、OECDを通じた継続的な監視が必要ではないか。
- 納税者にとって潜在的な移転価格課税リスクが増加する一方、租税条約を締結していない国や相互協議が円滑に行われない国との間における国外関連取引について二重課税が発生した場合における、具体的・現実的な解決策の提案がなされていないのではないか。